

農林水産省の取組に関する工程表

〔平成20年9月28日〕
農林水産省事故米対策本部

課題	具体的内容	スケジュール
I 速やかに対応すべきもの		
1. 流通ルートの全容解明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流通ルートを徹底的に解明する ○ アフラトキシン、残留農薬を最優先とし、一般カビについても、ルート解明を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週金曜日午前に、解明状況を発表 ○ 10月末を目途に、全体像を解明
2. 事故米麦の輸出国等への返送・廃棄を行うための国と輸入業者の契約条項の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と輸入業者との契約において、食衛法上問題がある場合には、輸出国等へ返送・廃棄する旨を契約上明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第2週に、契約条項を改定し、麦から輸入札再開
3. 国が保有する事故米穀の廃棄処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が保有する食衛法上問題がある事故米の廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第1週を目途に、廃棄処分を開始
4. 米流通に関する検査マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳格な検査マニュアルの作成 ○ 抜き打ち検査は、即時実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第2週に、マニュアル作成
5. 経営支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 善意の関連事業者への回収費用等に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月第5週より、関連事業者の方々を訪問し、お詫びするとともに、状況を聞かせていただく ○ 10月末を目途に、支援スキームを決定
6. 職員の処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府・事故米穀の不正規流通に関する有識者会議における、これまでの行政対応の検証結果を踏まえ、速やかに対応 ○ 国家公務員倫理法違反については、調査結果を踏まえ、国家公務員倫理審査会と協議の上、速やかに対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者会議のスケジュールによるが、可及的速やかに実施 ○ 調査は、10月第1週に完了

課題	具体的内容	スケジュール
II 次期通常国会への法案提出に向けて準備すべきもの		
1. 米の流通規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米の取扱業者に関する規制のあり方（悪質業者に米を扱わせないようにする方法）について検討し、成案を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米流通に関する専門家等で構成する「米流通システム検討会（仮称）」を立ち上げることとし、 <ul style="list-style-type: none"> ・10月第1週に、メンバーを決定 ・10月第3週に、第1回会合を開催 ○ 11月中に、新制度の骨格をまとめる
2. 米のトレサビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米の取扱業者に対する仕入れ・加工・販売等の記録の義務付け、行政庁に対する報告等について検討し、成案を得る 	
3. 米の原料原産地表示	<ul style="list-style-type: none"> ○ コメ関連商品に幅広く、原料米の原産国表示を義務付けることについて検討し、成案を得る 	
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罰則の強化等について検討し、成案を得る 	
III 21年度を目指すに準備すべきもの		
1. 農林水産省の業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内BSE発生の際の農林水産省の反省がなぜ生かされなかつたのかを検証 ○ 全局庁・全地方組織の業務について、消費者・国民の視点から総点検 ○ 特に、米の売買業務のあり方については、十分検討の上、見直す 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第1週に、若手課長クラスを中心とする農林水産省改革チームを立上げ ○ 10月中に、各局庁・各地方組織で業務の総点検を行う ○ 11月中に、業務・組織のあり方の骨格を固め、これを公表する
2. 農林水産省の組織の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1の業務の見直しを踏まえて、組織のあり方を見直す ○ 特に、米の売買業務に関する組織のあり方、米取引に関する検査部門のあり方（販売部門との分離等）については、十分検討の上、これを見直す 	
3. 検査職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引に係る検査ノウハウのある他省庁等との人事交流等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 21年4月を目指すに、人事交流等を実施
IV I～III全体について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以上I～IIIの農林水産省の取組について、省外の方々からの御意見を聞かせていただきながら進める 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省事故対策本部で、省外の方々の御意見を聞かせていただく（1回目は、10月第1週を目指す）